資料２－１

第８期新潟県障害福祉計画等の策定について

計画の性格

○　障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の整備について定める法定計画
○　現行計画期間（令和６年度～８年度）の終了及び国の基本指針改正に伴い策定を行う。
○　児童福祉法に基づく、障害児サービス等の提供体制の整備について定める障害児福祉計画を一体的に策定する。

策定方針

○　関連法令等の改正及び国の基本指針を踏まえて検討する。
○　「新潟県地域保健医療計画」、「新潟県高齢者保健福祉計画」、「新潟県こども計画」等と整合性を図る。
○　計画期間は令和９年度～11 年度の３年間とする。

計画の概要

主な検討事項

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
○福祉施設から一般就労への移行等
○障害児支援の提供体制の整備等
○地域における相談支援体制の充実強化
○障害福祉人材の確保・定着、**当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上**
○障害福祉サービスの質の確保等
○きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
○高次脳機能障害者に対する支援
○人口減少地域におけるサービスの維持・確保
○「地域共生社会」の実現に向けた取組
○住宅セーフティネット制度との連携
○地域差の是正・指定の在り方等
○障害者等に対する虐待の防止等
○スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
○災害時における障害福祉サービス提供の確保

成果目標

○施設入所者の地域生活への移行
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
○福祉施設から一般就労への移行等
○障害児支援の提供体制の整備等
○地域生活支援の充実
○相談支援体制の充実･強化等
○障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

スケジュール

○９月９日	現行計画の評価・検証（自立支援協議会の開催）
○10 月 19 日	現行計画の評価・検証（施策推進協議会の開催）
○10 月～11 月	市町村（圏域）ヒアリング
○12 月	素案の作成
○１月	障害者施策推進協議会、自立支援協議会の開催
○２月	関係団体等意見聴取　パブリックコメント　県議会説明
○３月	自立支援協議会の開催、計画策定・公表